

法務局からのお知らせ

申込み・問合せ

札幌法務局滝川支局 ☎23-2330



法務局で遺言書を保管します

～自筆証書遺言書保管制度について～

法務局では、自筆で作成した遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」を取り扱っています。
この制度は、自筆証書遺言の「手軽で自由度が高い」という長所そのままに、「遺言書の紛失」や「改ざん」、「遺言書が相続人に発見されない」などのリスクを解消することができます。

遺言者が保管後にできること

- 遺言書の閲覧
- 保管の申請の撤回
- 亡くなられた後に通知したい方の指定



イメージキャラクター「遺言書ほかんガル」

ご利用にあたっての注意点

ご自身で民法の定める要件や、様式に基づき自筆証書遺言書を作成していただく必要があります。
法務局において「遺言の内容」に関する相談はお受けできません。

手続きや費用について

手続きは事前予約制となっております。申請手数料として3,900円が必要です。
また、手続きには必ず遺言者ご本人が法務局にお越しいただく必要があります。代理人による申請や郵送での受け付けはできません。

詳細は、法務省のホームページをご覧ください。



令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産の登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」の発生を予防するため、令和6年4月1日から、相続により不動産を取得したことを知ってから、3年以内に相続登記の申請をすることが義務となりました。

なお、正当な理由なく期間内に相続登記を完了しなかった場合は、10万円以下の過料が科される場合があります。
相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も対象となり、法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日までに)登記をする必要があります。

● 制度に関する詳細は、インターネットで「法務省 相続登記」と検索してください。

● 相続登記の申請手続きに関するハンドブック



● 個別の事案に関するご相談はこちら

札幌司法書士会「相続登記相談センター」

☎011-211-6665

(平日12時～15時)

● 相談会などのイベント情報は「札幌法務局公式LINE」をご覧ください。



鬼は外！福はうち！

節分会



2月3日、文京保育所と赤平幼稚園で節分会が行なわれました。

子どもたちがミニゲームをしたり、歌を楽しんだりしていると、突如として鬼が現れ子どもたちはびっくりに怖くて泣き出してしまいう子もいましたが、みんなで勇気を振り絞って福を呼び込みました。



赤平幼稚園



赤平幼稚園



文京保育所



文京保育所

確定申告の受付は3月16日(月)まで

問合せご相談
市税係 ☎ 32-22219

申告にあたってのお願い

赤平市での令和7年分の所得税確定申告受付期間は3月16日(月)までです。
受付期間を過ぎた場合は滝川税務署にて申告してください。
確定申告が必要か不明な場合は、市ホームページをご覧ください。またはお問い合わせください。

受付時間

【午前の部】 9時～11時30分
【午後の部】 13時～16時

※9時前や11時30分～13時は受け付けできませんのでご了承ください。
※最終日の3月16日(月)は15時までの受け付けとなります。

夜間も申告できます

●3月5日(木)
●3月11日(水)
会場 市コミセン多目的ホール
受付時間 17時～19時
対象地域 市内全域
※16時～17時は受け付けできません。

日曜も申告できます

●3月1日(日) 市コミセン多目的ホール
【午前の部】 8時30分～11時
【午後の部】 13時～15時

申告日程

月	受付日	指定地域(対象者)など	会場
3月	1日(日)※日曜申告	市内全域	市コミセン 多目的ホール 
	2日(月)	幌岡町・共和町・住吉町	
	3日(火)	昭和町・若木町東・若木町西	
	4日(水)	若木町南・若木町北・東豊里町・西豊里町	
	5日(木)※夜間申告	宮下町 市内全域(17時～19時)	
	6日(金)	桜木町・豊丘町・字豊里	
	9日(月)	字赤平・住友地区・赤間地区	
	10日(火)	字赤平・日の出地区・美園町	
	11日(水)※夜間申告	大町・東大町 市内全域(17時～19時)	
	12日(木)	錦町・本町・泉町	
	13日(金)	市内全域	
	16日(月)※15時まで		

- 事前準備(医療費控除の計算や生命保険料などの整理)をお願いします。
- 受付開始直後や日曜日はかなり混雑する傾向があり、平日の日中から夕方と比較的空いています。
- 混雑時には入場制限を行います。あらかじめご了承ください。
- 車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
- 申告期間中、市のホームページで確定申告会場の混雑状況をお知らせします。
- 申告会場内での書類のコピーは行いません。申告に必要な書類については、事前にコピーなどをしてください。
- 不動産譲渡所得(土地・建物の売却など)、配当所得(投資信託など)、株式譲渡所得(株の取引)のある方、青色申告をする方、住宅ローン控除を新規に申請する方は、滝川税務署にて相談・申告をお願いします。

■会場の混雑状況はこちらから
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/konzatsushi.html>

